

ID: 216

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第8条 第2項		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (助成の方法) 第8条 医療に関する経費の助成は、市長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (助成の額) 第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。</p> <p>2 市長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日